

## 鳥取大学大学院工学研究科研究教育組織検討委員会規程

第1条 鳥取大学大学院工学研究科に，工学研究科及び工学部における専攻及び学部，学科の在り方を見直し，時代の変化を洞察し，これに対応した研究教育組織の転換，再編成の方策を検討するため，鳥取大学大学院工学研究科研究教育組織検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

第2条 委員会の構成は，次のとおりとする。

- 一 副研究科長
- 二 研究科長が指名した教員 若干人

第3条 前条第2号の委員の任期は，研究科長が定める。

第4条 委員会に委員長を置き，総務担当副研究科長をもって充てる。

2 委員長は，検討結果を研究科長に報告するものとする。

附 則

この要項は，昭和60年4月1日から施行する。

附 則

この要項は，平成元年4月1日から施行する。

附 則

この規程は，平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は，平成18年11月20日から施行し，改正後の鳥取大学工学部教育研究組織検討委員会規程の規定は，平成18年11月1日から適用する。

附 則

この規程は，平成20年4月1日から施行する。